

川崎市公告第1190号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務
- (2) 履行場所 川崎市高津区瀬田河川敷付近の東急田園都市線高架下
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年12月26日(金)
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99 その他業務 01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布方法

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

川崎市市民文化局市民スポーツ室

電話：044-200-1722 (若者文化推進担当 塩田)

(3) 配布・提出期間

令和7年7月31日(木)から令和7年8月13日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和7年7月14日（木）までに送付します。なお、当該委託先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、電子メール又はFAXにて提出してください。

イ 質問書の配布・提出期間

令和7年8月14日（木）から令和7年8月15日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

ウ 質問書の提出方法

持参、電子メール又は郵送によります。持参先等は3（2）に同じです。

なお、電子メールで送付した場合は、送付した旨を3（2）の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

ア 回答日

令和7年8月19日（火）

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答票を、令和6年度・7年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

- (1) 入札の提出方法
持参
- (2) 入札書の提出日時・場所
提出日時 令和7年8月26日(火) 午前10時00分
提出場所 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階市民文化局会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 入札・開札の日時・場所
7(2)に同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は納付を免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(2)に同じ